

産前産後期間中の国民健康保険税減額について

1 改正理由

地方税法の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険税の減額に関する規定を定める。

2 改正概要

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取り組みとして、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額する。

減額対象：出産する被保険者

減額期間：単胎妊娠→出産月（予定月）の前月から4か月間

多胎妊娠→出産月（予定月）の3か月前から6か月間

月	8月	9月	10月	11月 (出産月)	12月	1月
単胎			減額	(減額)	減額	減額
多胎	減額	減額	減額	(減額)	減額	減額

減額内容：上記期間の所得割額と均等割額の減額

申請方法：納税義務者は施行規則で定める様式を提出することとする。

申請は、出産予定日の6か月前から行うことができる。

3 施行期日

令和6年1月1日

【参考】産前産後期間軽減額について

※転出時や年度を跨ぐ際は、当該年度対象月数で計算する。

既設制度			追加される軽減額	
医療給付費分	所得割額 (6.3%)	全世帯	単胎	所得割額×1/12×4か月
	均等割額 (25,400円)	7割軽減世帯 (7,620円)	単胎	2,540円
		5割軽減世帯 (12,700円)	単胎	4,234円
		2割軽減世帯 (20,320円)	単胎	6,774円
		軽減なし世帯	単胎	8,467円
後期支援金分	所得割額 (2.3%)	全世帯	多胎	所得割額×1/12×6か月
	均等割額 (8,900円)	7割軽減世帯 (2,670円)	単胎	890円
		5割軽減世帯 (4,450円)	単胎	1,484円
		2割軽減世帯 (7,120円)	単胎	2,374円
		軽減なし世帯	多胎	3,560円
介護納付金分	所得割額 (2.07%)	全世帯	単胎	所得割額×1/12×4か月
	均等割額 (9,000円)	7割軽減世帯 (2,700円)	多胎	所得割額×1/12×6か月
		5割軽減世帯 (4,500円)	単胎	900円
		2割軽減世帯 (7,200円)	多胎	1,350円
		軽減なし世帯	単胎	1,500円
			多胎	2,250円
			単胎	2,400円
			多胎	3,600円
			単胎	3,000円
			多胎	4,500円

（一例）※単胎妊娠の場合

7割軽減世帯 所得割軽減額（医+後+介）+均等割軽減額 4,330円（医 2,540円+後 890円+介 900円）

軽減なし世帯 所得割軽減額（医+後+介）+均等割軽減額 14,434円（医 8,467円+後 2,967円+介 3,000円）